

第77回国民体育大会日光市競技会競技運営基本方針

1 趣旨

第77回国民体育大会日光市競技会（以下「競技会」という。）における競技運営について、公益財団法人日本スポーツ協会の定める国民体育大会開催基準要項他関係規定及びいちご一会とちぎ国体・とちぎ大会実行委員会（以下「県実行委員会」という。）の定める第77回国民体育大会競技運営基本方針に沿って、基本的な方針を定める。

2 目的

県、競技団体及び関係機関等との連携を図りながら、全国から参集する選手が存分に力を発揮し活躍ができるよう競技に必要な諸条件を整備し、競技会の準備及び運営に万全を期する。

3 競技会運営

正式競技の運営は、中央競技団体が主管し、県競技団体及び関係機関等と連携して実施する。デモンストレーションスポーツの運営は、県競技団体が主管し、関係機関等の協力を得て実施する。実施に当たっては、必要な業務分担を定め、効率的な運営に努める。

4 競技役員等の編成

競技役員、競技補助員、競技会係員及び競技会補助員の編成は、県実行委員会及び競技団体との連携調整を図り、必要な人員を確保した上で実施する。

5 競技用具の整備

- (1) 競技用具は、県及び競技団体との十分な協議の上、円滑な競技運営に資するとともに、競技会終了後における当該競技の発展に向けて必要な範囲において整備を行う。
- (2) 競技用具は、可能な限り競技団体及び各競技施設が現有するものを活用することとし、不足する場合は借用又は購入する。
- (3) 一般の利活用が見込めない競技用具や、通常競技会運営に必要な

競技用具の量・質を超えて整備しなければならないものについては、
県、競技団体及び施設管理者と協議して整備を行う。

6 競技記録

記録業務を円滑に推進するため記録本部を設置し、県実行委員会及び競技団体と相互に連携を図りながら、迅速かつ正確に処理できる体制を確保する。

7 リハーサル大会

リハーサル大会は、別に定める第77回国民体育大会日光市競技会競技別リハーサル大会基本方針に基づき、競技団体と協力して開催する。